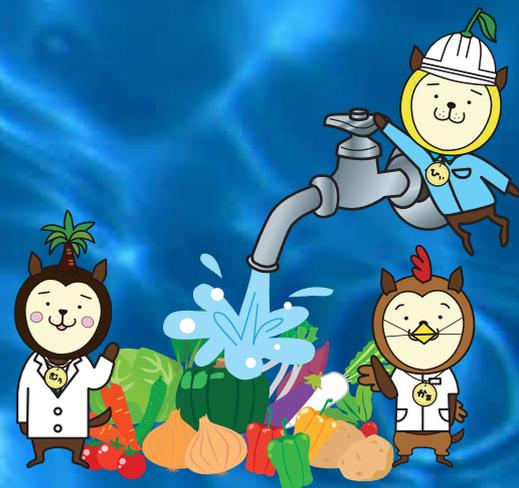




一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター

Miyazaki Prefectural Public Health Foundation

2018 創立50年目の今!



理事長あいさつ

宮崎県公衆衛生センターは、県民の皆様の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に、昭和43年6月に財団法人として設立し、平成24年4月の一般財団法人への移行を経て、平成30年で50周年を迎えることができました。

これもひとえに、御愛顧いただいております各位をはじめ、関係機関の皆様の深い御理解と格別の御指導・御協力の賜物であり、ここに深く感謝申し上げます。

この間、県や市町村の公衆衛生施策に沿った各種の事業を積極的に展開しながら、県民の皆様の健康で快適な生活環境づくりのお手伝いをしてまいりました。設立当初は、県の委託である「食品衛生検査」や「動物管理業務」に加えて、自主事業として伝染病予防のための「害虫駆除業務」（平成12年度に廃業）に取り組みました。その後は順次事業を拡大し、昭和45年度から県委託の「食品監視補助事業」（平成元年に食品衛生協会に移譲）を、

昭和52年度から市町村からの要請を踏まえた水道法に基づく「上水道等の水質検査」を、昭和56年度から同法に基づく「簡易専用水道の管理検査」を、さらに平成2年度から食品衛生法に基づく「食品製造業者などからの食品の依頼検査」を行い、今日に至っております。

毎日口にする飲料水・食品の衛生管理や身近な存在である犬猫の愛護・適正管理は、今も昔も、私たちが安心して心豊かに日常生活を送る上で大変重要な課題であり、時代とともに変化・複雑化していきます。

当センターといたしましては、県民の皆様がこれらの課題に適切に対応していただけるように、さらなる挑戦・努力を重ねてしっかりサポートしていく所存でありますので、今後とも皆様のお一層の御指導・御支援を賜りますようお願いいたします。

一般財団法人宮崎県公衆衛生センター
理事長 長友 重俊

● 業務遂行に際しての基本理念

- 1 お客様からの「信頼」を大事にします！
- 2 課題克服への「挑戦」を忘れません！
- 3 地域社会への「貢献」あつての私たちです！

● センターの事業内容

当センターは、関係機関と連携しながら、厚生労働大臣の登録検査機関として、水道水や食品の検査事業に取り組むとともに、犬による危害発生防止、動物愛護や適正な飼養管理の指導啓発などに努めています。

部門		事業内容
水質検査	飲用水などの検査	① 上水道及び簡易水道などの水質検査 ② ビル管法に基づく水質検査 ③ 飲用井戸、プール、浴槽の水質検査
	貯水槽水道検査	簡易専用水道(受水槽有効容量 10 m ³ 超)や小規模貯水槽水道(同容量 10 m ³ 以下)の施設管理状況や水質などの検査
食品検査	理化学検査	食品の栄養成分、食品添加物、残留物質、重金属、乳及び乳製品などの検査
	細菌検査	衛生指標菌、食中毒に関わる微生物、賞味期限設定のための保存試験検査などの検査
動物愛護・管理		県の委託を受けて、各保健所・動物愛護センターに動物愛護指導員が駐在し、犬猫の保護・引き取り、抑留、譲渡などを実施するとともに、動物愛護に関するイベントをサポート

県民の安全で快適な生活環境づくり

● センターの沿革

年月日	主な出来事
昭和43年 5月23日	財団法人宮崎県公衆衛生センター設立発起人総会
昭和43年 6月 1日	財団法人設立許可(宮崎市高千穂通3丁目120番地)
昭和45年 4月 1日	食品監視補助業務受託に伴い、食品監視補助員19名を各保健所に配置(～昭和63年度)
昭和45年 5月29日	事務所を宮崎市曾師町1番地に移転
昭和49年 4月	評議員制度廃止
昭和50年 3月26日	事務所を宮崎市霧島町600番地に移転
昭和53年 3月16日	水質検査業務開始(基準項目26項目)
昭和54年 3月 5日	水道法第20条第3項の規定による厚生大臣指定検査機関(指定番号第10号)となる
昭和56年 4月 8日	水道法第34条の2第2項の規定による簡易専用水道の厚生大臣指定検査機関(指定番号第77号)となる
昭和57年12月17日	ビル管理法第12条の2第1項の規定による知事登録
平成 2年 3月30日	食品衛生法第15条第1項及び第2項の規定による厚生大臣指定検査機関(指定番号第269号)となる
平成 2年 4月	食品の自主検査業務開始
平成 6年 6月 1日	事務所を宮崎市別府町3番1号(宮崎日赤会館3-5F)に移転
平成10年 3月	基本財産を500万円増額し600万円とする
平成10年 4月	宮崎市の中核市移行に伴い、宮崎市所管の「食品検査業務」及び「動物管理業務」を新たに受託する
平成11年12月 1日	事務所を宮崎市霧島1丁目1番地2(宮崎県総合保健センター1F)に移転
平成15年 1月	センターHP開設 http://miyazaki-wfloabo.org
平成15年 7月	小規模貯水槽水道の管理検査業務開始
平成16年 2月27日	食品衛生検査機関登録
平成16年 3月31日	水質検査機関登録、簡易専用水道検査機関登録
平成17年 3月28日	水質検査業務に係るISO9001認証取得
平成19年 3月31日	水質検査機関登録更新(1回目)、簡易専用水道検査機関登録更新(1回目)
平成20年 3月 5日	食品衛生検査機関登録更新(1回目)
平成22年 3月31日	水質検査機関登録更新(2回目)、簡易専用水道検査機関登録更新(2回目)
平成24年 4月 1日	一般財団法人へ移行
平成25年 3月31日	水質検査機関登録更新(3回目)、簡易専用水道検査機関登録更新(3回目)
平成26年 2月 3日	食品衛生検査機関登録更新(2回目)
平成28年 3月31日	水質検査機関登録更新(4回目)、簡易専用水道検査機関登録更新(4回目)
平成29年 4月 1日	みやざき動物愛護センター開所(動物愛護指導員3名駐在)
平成30年 7月17日	水道GLP認定取得(認定水質検査項目51項目)

水質検査



食品検査



動物愛護・管理



水質検査

水は社会の様々な場面で用いられており、宮崎県内でほとんどの県民が水道を利用しているなど、私たちの暮らしに欠くことはできません。

水質検査は、飲用水、プールの水、井戸の水などが使用目的毎に定められた検査項目や基準に合致しているかどうか測定・検査するものであり、例えば、飲料水などが基準に合致しないまま使用されることで、深刻な健康被害が発生するのを未然に防止する役割を担っています。

近年、水に対する関心が高まっており、各種法令などに適合した「安全な水」であるかを定期的に判断する水質検査による品質管理がより一層重要になっています。

1 水質検査機関

当センターは、昭和54年3月に水道法に基づく検査機関の指定を受け、平成16年3月には制度改正に伴い、同法に基づく登録検査機関となり現在に至っています。

登録検査機関として県内で一番古い歴史を持ち、豊富な経験と知識を生かして、県民の皆様がお使いになる水の安全確保に努めています。

2 水質検査項目及び根拠法令等

水質検査には以下のような項目があり、様々な法令などによって義務付けられています。

区分	検査項目	根拠法令等
飲用水の検査	水道事業者等飲料水 水道法に基づく検査項目 ・基準項目(原水 39 項目) ・基準検査項目(浄水 51 項目) ・省略不可能項目 ・毎月検査項目 ・水質管理目標設定項目(農業項目を含む) ・その他	水道法
	建築物飲料水(ビル飲料水) 特定建築物(百貨店、図書館、博物館、店舗、事務所、学校などの不特定多数の人が使用する床面積 3 千 m ² 以上の建築物)の定期的な水質検査	建築物衛生法
	一般飲料水(飲用井戸等) 井戸水などを対象とした一般飲料水項目の検査	飲用井戸水等の衛生管理指導基準要綱
プール水の検査 学校プール：プール使用中に 1 回以上検査 遊泳用プール：毎月 1 回以上検査	学校環境衛生基準 遊泳用プールの衛生基準	
浴槽水の検査 公衆浴場や旅館などの衛生管理を目的とした検査 ・浴槽水 4 項目 ・原水・原湯・上がり用水(湯)6 項目 ・レジオネラ属菌検査	宮崎県 公衆浴場法施行条例 宮崎県 旅館業法施行条例	

(注)水道事業者等飲料水

- ・上水道～給水人口5001人以上の水道により、水を供給する水道事業
- ・簡易水道～給水人口101人以上5000人以下の水道により、水を供給する水道事業
- ・専用水道～寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で101人以上に居住に必要な水を供給するもの。または、その水道施設の1日最大給水量が20m³以上の施設。



◆ ◆ 水道 GLP の認定取得 ◆ ◆

当センターは、

- ・国際標準化機構による品質マネジメントシステムの規格である「ISO9001」の認証を受けています。
- ・これに加えて、平成30年7月17日に公益社団法人日本水道協会から、水質検査結果の精度と信頼性を保証する「水道水質優良試験所規範（水道GLP）」の認定を受けました。これにより、当センターの水質検査が高い水準にあることを第三者機関に評価されました。

〈認定内容〉

- 認定番号：JWWA－GLP138
- 事業者名：一般財団法人宮崎県公衆衛生センター
- 適用基準：水道水質検査優良試験所規範
- 認定範囲：水道水質基準項目〈51項目〉
水道水・浄水
- 認定日：平成30年7月17日



貯水槽水道検査

貯水槽水道の設置者は、利用者の方々が安心して水を使用するために、定期的に管理状況の検査を行う必要があります。当センターでは、設置者などの皆様からの依頼により、施設検査、給水栓水検査などを行っています。

※貯水槽水道～ビル・マンション・学校などの建物で、市町村等から供給される水をいったん受水槽に受けたのち利用者に供給する施設

1 水質検査機関

当センターは、昭和56年4月に水道法に基づく検査機関の指定を受け、平成16年3月には制度改正に伴い、同法に基づく登録検査機関となりました。県内で唯一の登録検査機関として、豊富な経験と知識を生かして、貯水槽水道の衛生管理に努めています。

2 検査項目及び根拠法令等

区分	検査項目	根拠法令等
施設検査	受水槽、高置水槽の周辺本体・内部などの状況をチェック	水道法 各市町村給水 条例など
給水栓水検査	色度、濁度、味、臭気の検査及び残留塩素の測定	
書類検査	貯水槽清掃記録などの管理記録(3年間保存)、給水系統図及び平面図(永年保存)	

(注)①簡易専用水道(受水容量10m³超)の設置者
毎年1回以上定期的に検査機関に依頼して管理状況についての検査を受ける必要があります。

②小規模貯水槽水道(受水容量10m³以下)の設置者
各市町村の給水条例等に基づいて、管理状況についての検査を受けるよう努めなければなりません。



食品検査(理化学・細菌)

私達は毎日色々な飲食物を摂取していますが、消費者の食品の「安全・安心」に対する意識は年々厳しくなっており、食品事業者の方々はこのような安全性を保障するため、種々の理化学・細菌検査を行う必要があります。

当センターでは、消費者からクレームがあった場合の異物検査や、栄養成分表示の義務化に伴う検査のほか、製造した食品の「消費期限」、「賞味期限」の設定のための検査を行っており、これらの検査を通じて食品の適正な品質管理はもとより製品開発に役立つ科学的な根拠データの蓄積が可能となるなど、消費者ニーズ対応や信頼向上に貢献するものと思われま。

1 食品検査機関

当センターは、昭和43年の設立当初から、保健所が収去してきた食品の検査を行っており、平成2年3月に厚生大臣指定検査機関となり食品事業者が依頼する自主検査の業務を開始しました。その後、平成16年2月の制度改正に伴い、厚生労働大臣登録検査機関となり、食品衛生法に基づき行政が命令する製品検査の受託なども行い現在に至っています。

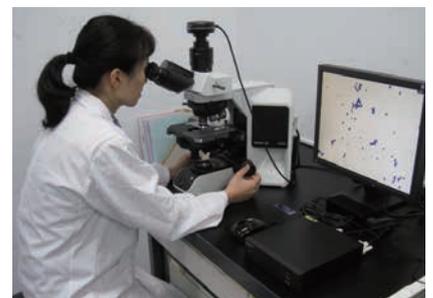
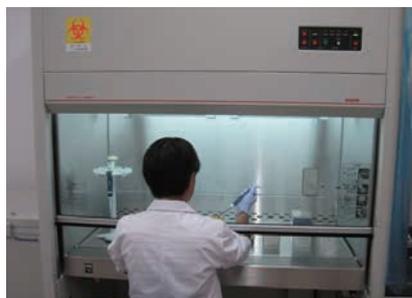
登録検査機関として県内で一番古い歴史を持ち、豊富な経験と知識を生かして、食品の理化学検査と細菌検査を行い、食品の品質保持と安全確保に努めています。

2 食品検査項目及び根拠法令

区分	検査項目	根拠法令	
理化学検査	栄養分析 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養分析セット ・無機物 ・ビタミン類 ・その他 	エネルギー、水分、たんぱく質、脂質、炭水化物、灰分、食塩相当量 ナトリウム、カルシウム、カリウム、鉄、亜鉛など ビタミンA, B1, B2, C, E 有機酸、アルコール、pH、ブリックス度など	食品表示法
	食品添加物 <ul style="list-style-type: none"> ・保存料 ・甘味料 ・着色料 ・その他 	食品添加物の使用基準が守られているかを検査 ソルビン酸、安息香酸など サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム 酸性タール色素(黄色4号、赤色106号など) 酸化防止剤、漂白剤、発色剤など	食品衛生法
	重金属類 <ul style="list-style-type: none"> 対象品に重金属が基準値を超えて含有していないかを検査 ・ヒ素、カドミウム、鉛、水銀など 		
	残留農薬 <ul style="list-style-type: none"> 対象品に農薬が基準値を超えて含有していないかを検査 ・農産物一斉分析(200成分) ・畜水産物一斉分析(120成分) ・その他 農薬1成分から検査可能 		
	動物用医薬品 <ul style="list-style-type: none"> 畜水産物中に薬剤が基準値を超えて残留していないかを検査 ・動物用医薬品一斉分析 ・抗生物質 ・合成抗菌剤 ・内寄生虫用剤 	定性試験(ディスク法)、定量試験(テトラサイクリン系抗生物質など) サルファ剤など フルベンダゾールなど	
規格試験 <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法で規格基準が定められているものが基準に適合しているかを検査 ・器具・容器包装 材質試験、溶出試験 			



区分		検査項目	根拠法令
細菌検査	食品細菌検査	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理のための細菌検査(一般細菌、大腸菌などの検査) 牛乳、冷凍食品、食肉製品、魚介類などの規格検査 生食用食肉(牛肉)の規格基準の検査(腸内細菌科菌群) 生食用食鳥肉の宮崎県成分規格目標検査(糞便系大腸菌群、サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌、黄色ブドウ球菌) そうざい、弁当、菓子類、漬物などの検査 給食・食材・拭き取り検査など 	食品衛生法
	期限表示のための保存試験	<p>期限表示のための保存試験 理化学試験、細菌試験などを含む、科学的な根拠に基づく検査</p> <p>※検査日程、保存温度、検査項目などは製品により異なるため、事前にご相談ください。</p>	
	規格試験	<p>食品衛生法で規格基準が定められているものが、基準に適合しているかを検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳 一般細菌数、大腸菌群、比重、酸度、乳脂肪、無脂乳固形分 食品製造用水、清涼飲料水(ミネラルウォーターなど) 	
	異物検査	<p>食品などに混入、発生した異物を検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 物理・化学・生物学試験 FT-IR による赤外線吸収スペクトル検査 細菌に起因する異物検査 <p>※料金、納期などは異物の内容によって異なりますので、お問い合わせください。</p>	



動物愛護・管理

当センターでは、飲料水や食品の検査業務に加えて、設立当初から、県からの委託を受けて、各保健所や動物愛護センター（H29 開設）が公衆衛生関係の法令に基づいて行う、狂犬病や動物由来の感染症の未然防止、咬傷事故の撲滅、適正飼養の啓発などの動物愛護・管理業務の補助を行っています。

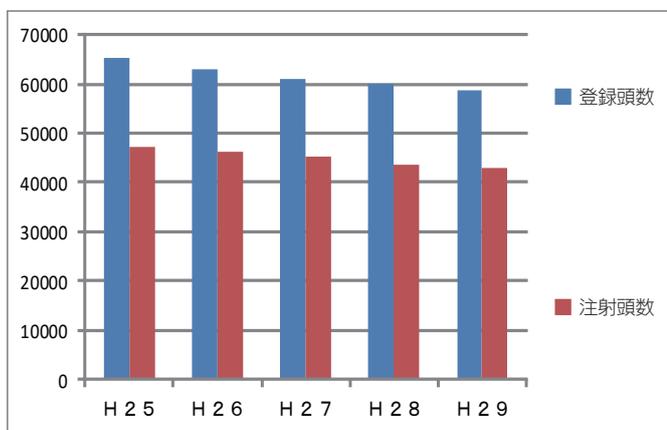
具体的には、当センター職員の動物愛護指導員を各保健所や動物愛護センターに配置し、犬の保護や飼主等からの申請による引き取り、収容された動物の治療や不妊去勢手術、新たなパートナーを探す譲渡会の開催などに加えて、近年のペットブームを背景にした終生飼養など動物愛護に関する啓発活動をサポートしています。

※関係法令 / 「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」、「宮崎県犬取締条例」、「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」

◎ 保健所・動物愛護センターでの主な動物愛護・管理業務

1 犬の登録・予防注射の啓発活動

犬がどこで誰に飼養されているか把握するための登録と年1回狂犬病予防注射について啓発を行っています。



2 動物の保護・引き取り

狂犬病予防法及び動物愛護管理法に基づき、犬猫を保護したり、引き取ったりしています。

3 譲渡会の開催

動物愛護団体等の協力も得ながら、保護している犬猫が、新しい飼い主のもとに引き取られていくように譲渡会を開催しています。

区分	H25	H26	H27	H28	H29
譲渡された犬	487 頭	503 頭	497 頭	436 頭	395 頭
譲渡された猫	331 匹	397 匹	525 匹	571 匹	565 匹



4 動物愛護に関する啓発活動

教育活動や広報活動を通じて、動物が命ある存在であることを基本に、県民の間に生命尊重、友愛の情操の涵養を図るとともに、動物の終生飼養や虐待・遺棄の防止などが日常生活にしっかり定着するように各種の事業を展開しています。

人と動物が共生できる豊かな地域社会を目指して！

1 犬のしつけ方教室

飼い犬が人の生命・身体や財産を侵害したり、フン尿や鳴き声で近所に迷惑をかけたりしない行動がとれるようにするために、しつけ方の実演指導・講習を行っています。



2 いのちの教室

小学生に動物を通じて命の大切さや他者を思いやる心について考えてもらう「いのちの教室」を開催しています。



3 HP「みやざきドッグ愛ランド」

犬猫を譲りたい人、いなくなって探している人、保護した人が、必要な情報をインターネット上に無料掲載することにより、欲しい人への譲渡や飼主への返還をスムーズに行うためのサイトです。

平成 29 年度のアクセスは 266 万件 アドレス ⇒ <http://dog.pref.miyazaki.lg.jp/>

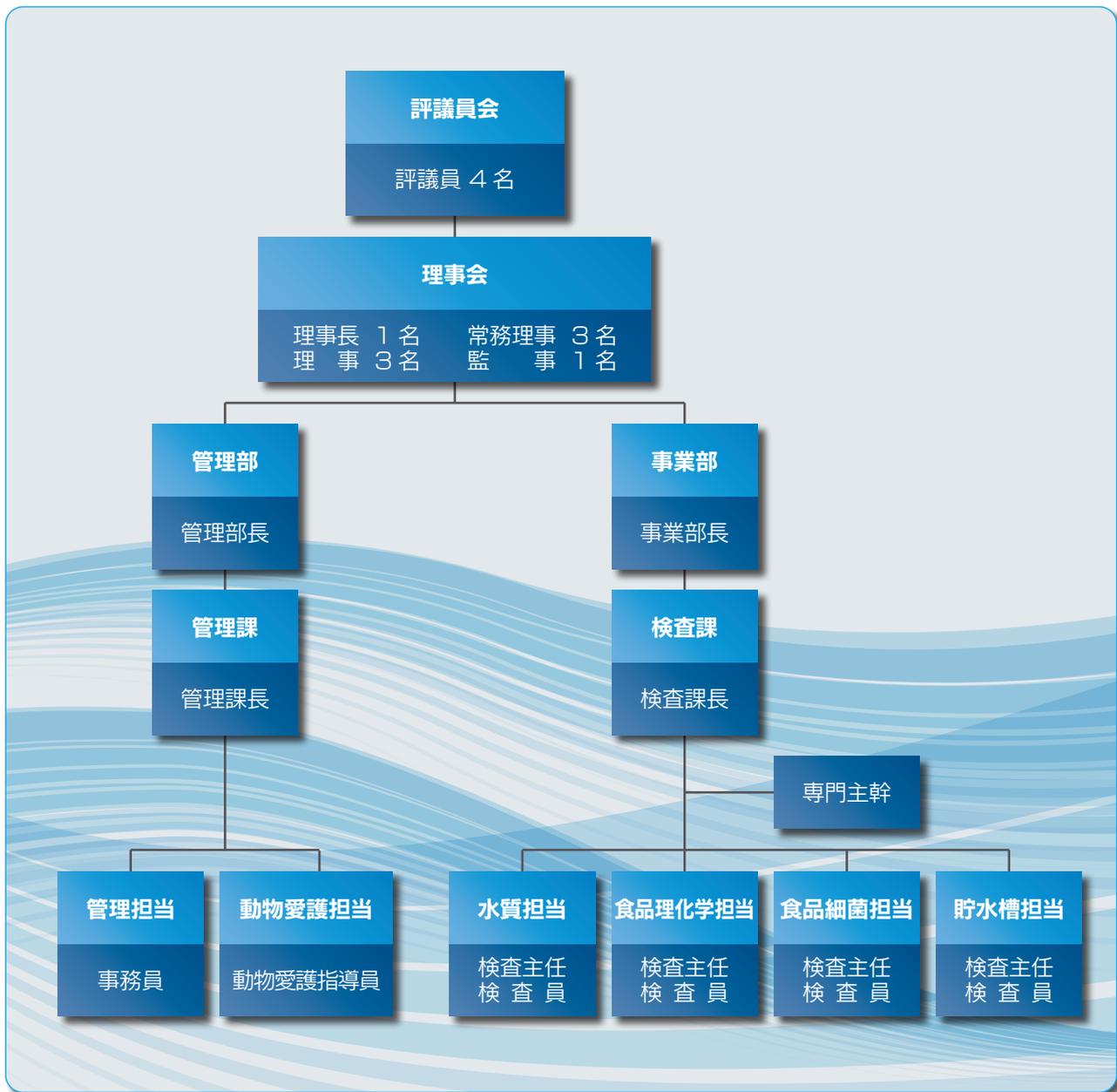
5 みやざき動物愛護センター

動物愛護精神の醸成を図る拠点施設として宮崎県と宮崎市が共同で設置した「みやざき動物愛護センター」が、平成 29 年 4 月にオープンしました。

- 犬の保護・収容・返還
- 犬猫の譲渡
- 犬猫の適正飼養、終生飼養に関する相談
- 動物愛護教室など



● センター組織図



● 主な検査機器



誘導結合プラズマ質量分析装置

水質検査

● 亜鉛、鉄、マンガンなどの金属類の検査



ガスクロマトグラフ質量分析計

食品検査

● 残留農薬の検査



水質検査

イオン
クロマトグラフ装置

- 塩化物イオン、フッ素などの検査



水質検査

パーシトラップ装置付き
ガスクロマトグラフ
質量分析計

- トリハロメタン、かび臭などの検査



水質検査

高速液体
クロマトグラフ装置

- 陰イオン界面、活性剤などの検査



水質検査

全有機
炭素分析装置

- 有機物の検査



水質検査

水銀測定装置

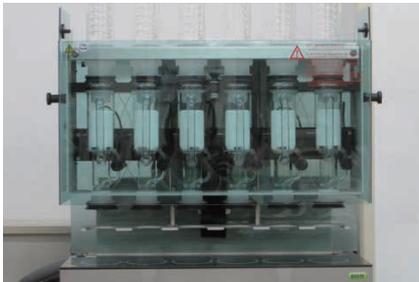
- 水銀の検査



水質検査

シアン・
臭素酸分析装置

- シアン化物イオン、塩化物シアン、臭素酸の検査



食品検査

ソックスレー抽出装置

- 栄養分析の脂質検査



食品検査

原子吸光光度計

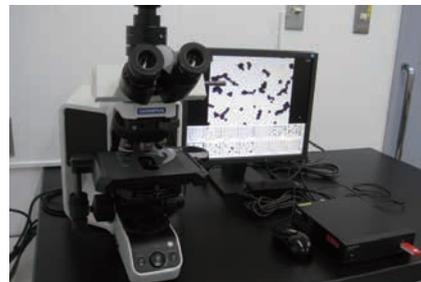
- 無機物の検査



食品検査

水銀分析装置

- 水銀の検査



食品検査

顕微鏡

- 菌の形態観察



食品検査

フーリエ変換赤外
分光光度計

- 対象物の材質を特定



食品検査

リアルタイム濁度
測定装置

- 遺伝子の検査

水質検査・食品検査の受付

★御相談・試料搬入などの受付日時

【水質】

- 井戸水、浴槽水、レジオネラ属菌の検査
 - 当センターでの受付：月～木曜日の午前中
 - 保健所内にある食品衛生協会各支部での受付：保健所によって受付曜日が異なりますので、個別に電話でお問い合わせください。
- その他の飲料水の検査→個別に電話でお問い合わせください。

【食品】

- 当センターでの受付：月～水曜日の午前中
- 保健所内にある食品衛生協会各支部での受付
 - 延岡保健所・高千穂保健所 第1火曜日の午前11時まで
 - 日向保健所・高鍋保健所 第2火曜日の午前11時まで
 - 都城保健所・小林保健所 第3火曜日の午前11時まで
 - 日南保健所 第4火曜日の午前11時まで

※以上の受付日時以外の持込みを希望される方は、電話にてお問い合わせください。

★試験・検査など依頼書

【水質】上述の受付窓口又は当センターホームページから入手できます。必要事項を御記入の上、検体と一緒に窓口へ提出してください。(なお、当該窓口で専用容器を貸し出しますので、前もって受け取りにおいでください。)

【食品】上述の受付窓口にて依頼書を準備しています。御依頼の内容を確認した後、必要事項を御記入の上、検体と一緒に窓口へ提出してください。

★食品受付に当たって次の注意事項をお守りください。

- 販売、納入する状態でお持ちください。
- 容器に包装されているものはそのままお持ちください。
- 細菌検査において滅菌容器などが必要な場合は、当センター又は食品衛生協会各支部の窓口にて容器をご用意しておりますので、前もって受け取りにおいでください。(無料)
- 細菌検査を申し込む際に、容器がない場合は、市販の未使用ビニール袋に二重に入れてください。
- 冷蔵が必要なものは、クーラーボックス等で冷やしてお持ちください。

★手数料については、御依頼の際に受付窓口にて直接お支払いいただくか、銀行振込となります。(振込手数料は検査依頼者の負担でお願いします。)

一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター

〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1番地2 宮崎県総合保健センター1F
URL : <http://www.miyazaki-wflabo.org>



宮崎県公衆衛生センター
〈宮崎県総合保健センター内〉

TEL : 0985-24-7400

FAX : 0985-24-8588

E-mail : info@miyazaki-wflabo.org

